

ID: 80

担当部署: 健康福祉部 こども支援課

処分の概要	入所の取消し		
例規名 根拠条項	十和田市放課後児童健全育成施設条例 第6条		
例規番号	平成17年条例第124号		
<p>【基準】</p> <p>第6条の規定による。 (入所の取消し)</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、児童の入所を取り消すことができる。</p> <p>(1) 当該児童が第4条に定める要件を満たさなくなったとき。</p> <p>(2) 当該児童を仲よし会において指導することが不相当であると市長が認めたとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 83

担当部署: 健康福祉部 こども支援課

処分の概要	損害賠償との調整による返還		
例規名 根拠条項	十和田市子ども医療費給付条例 第9条		
例規番号	平成17年条例第125号		
<p>【基準】</p> <p>第9条の規定による。 (損害賠償との調整)</p> <p>第9条 市長は、給付対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その額の限度内において、子ども医療費の全部若しくは一部を給付せず、又は既に給付した額に相当する金額を返還させることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 84

担当部署: 健康福祉部 こども支援課

処分の概要	不正利得の返還		
例規名 根拠条項	十和田市子ども医療費給付条例 第10条		
例規番号	平成17年条例第125号		
【基準】 第10条の規定による。 (不正利得の返還) 第10条 市長は、偽りその他不正の手段により子ども医療費の給付を受けた者があるときは、その者からその給付を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。			
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 89

担当部署: 健康福祉部 こども支援課

処分の概要	損害賠償との調整による返還		
例規名 根拠条項	十和田市ひとり親家庭等医療費給付条例 第7条		
例規番号	平成17年条例第126号		
<p>【基準】 第7条の規定による。 (損害賠償との調整)</p> <p>第7条 市長は、給付対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その額の限度内において、医療費の全部若しくは一部を給付せず、又は既に給付した額に相当する金額を返還させることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 90

担当部署: 健康福祉部 こども支援課

処分の概要	不正利得の返還		
例規名 根拠条項	十和田市ひとり親家庭等医療費給付条例 第8条		
例規番号	平成17年条例第126号		
<p>【基準】 第8条の規定による。 (不正利得の返還) 第8条 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の給付を受けた者があるときは、その者から、その給付を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日